

岡情審査第110号

平成19年10月5日

岡山市代表監査委員 広瀬慶隆様

岡山市情報公開及び個人情報保護審査会

会長 山口和秀

岡山市情報公開条例第16条の規定に基づく諮問について（答申）

平成18年2月17日付け岡監第783-1号による下記の諮問について
次のとおり答申します。

記

岡山市職員措置請求に係る監査結果について（通知）に係る関連文書（以下「本件公文書」という。）の開示請求に対して、非開示とした決定に対する異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）についての諮問

第1. 審査会の結論

本件公文書に関して、岡山市監査委員（以下「実施機関」という。）が行った非開示決定は妥当であるから、本件異議申立ては棄却されるべきである。

第2. 異議申立て及び諮問の経緯

- 1 本件異議申立人（以下「申立人」という。）は、平成17年11月21日、実施機関に対し、岡山市情報公開条例（平成12年市条例第33号。以下「条例」という。）第3条第1項の規定に基づいて、平成17年10月26日付け岡監第474号「岡山市職員措置請求に係る監査の結果について（通知）」（以下「監査結果」という。）に係る関連文書として次に掲げる文書について、本件公文書の開示請求を行った。
 - (1) 平成15年度以降にかかる次の項目に関する月別請求綴及び当該月別債権に係る収入日付け
 - ① 北ふれあいセンター使用料（5Fラウンジ分）
 - ② 同施設使用に係る私用光熱水費
 - ③ その他雑入（損害金及び不当利得相当額）
 - (2) 使用料等の収入未済額に係る入居者に対する「訪問督促など」に関する実施日付け及び当該督促金額並びに実効受入額及び日付け
- 2 それに対して、実施機関は、同年12月5日付けで、本件公文書について、監査終了後、監査対象課へ返却したため、監査事務局には不存在として、非開示決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。
- 3 上記決定を受けた申立人は、実施機関に対し、平成18年1月27日付けで、本件処分を取り消し、本件公文書を開示すべきであるとして本

件異議申立てを行った。

- 4 それに対して、実施機関は、同年2月17日、本件異議申立ての取扱いについて、条例第16条の規定に基づき、当審査会に本件諮問を行った。

第3. 申立人及び実施機関の主張の要旨

申立人及び実施機関の主張の要旨は、次のとおりである。

1 申立人の主張要旨

- (1) 情報公開制度の解釈適用に当たっては、代表監査委員が制度のフィロソフィーとアカウントビリティを認識して、そのめざす目的を十分に理解し、市民の知りたい、また、市民に知らせたい情報を適切な方策により、積極的に提供することに努めるとともに、情報の公開の範囲を狭めるが如き裁量は厳に慎まなければならない。
- (2) 実施機関が、「監査終了後、監査対象課へ返却したため、監査事務局には不存在」として行った本件における非開示処分は、実施機関の「無責任、隠蔽体質」を表明したものであり、情報公開制度の中心的フィロソフィーである市民の知る権利に対する実施機関のアカウントビリティを無視した違法不当な処分である。
- (3) 「監査委員が監査資料をどのように取り扱うかについては、裁量権の範囲と理解している」との実施機関の主張は、法治自治体機関の使命を疎外した「手前味噌、恣意的無意の発言」であり、「裁量権の範囲内と理解」するその判断は、条例に反しており違法である。

2 実施機関の主張要旨

申立人が開示請求している文書は、いずれも監査委員が事実確認のた

め、関係課から資料提供を受けていたものであり、平成17年10月26日の監査結果公表後、対象課へ返却しており、請求時、監査事務局に不存在のため開示できなかったものである。

なお、監査委員が監査資料をどのように取り扱うかについては、裁量権の範囲と理解している。

第4. 審査会の判断

実施機関と申立人との間における本件の争点をめぐる諸問題に関し、当審査会は、以下のとおり判断する。

1 本件公文書について

本件公文書は、平成17年10月26日付け岡監第474号「岡山市職員措置請求に係る監査の結果について（通知）」に関連する、次に掲げる文書である。

(1) 平成15年度以降に係る次の項目に関する月別請求綴及び当該月別債権に係る収入日付け

- ① 北ふれあいセンター使用料（5Fラウンジ分）
- ② 同施設使用に係る私用光熱水費
- ③ その他雑入（損害金及び不当利得相当額）

(2) 使用料等の収入未済額に係る入居者に対する「訪問督促など」に関する実施日付け及び当該督促金額並びに実効受入額及び日付け

2 本件公文書の不存在について

(1) 当審査会が行った職権による調査によれば、本件公文書は、実施機関である監査委員が、事実確認のため監査対象課から提供を受けていた資料である。そして、平成17年10月26日の監査結果公表後間

もなく、提供元へ返却していることが認められた。

- (2) したがって、申立人が本件公文書に対する開示請求を行った平成17年11月21日には、実施機関には既に存在しなかったことが認められる。こうした監査のための関係資料の扱い（必要に応じて関係課から提供を受け、監査終了後つまり監査結果公表後に返却するというもの）は、本件公文書についてだけ特別の扱いをしたというのではなく、監査手続きにおいては通常の、一般的な取り扱いであったものと認められる。

3 申立人の主張について

- (1) 申立人は、本市の有する公文書の開示を請求する権利を定めることによって、市民の知る権利を保障するとともに、本市の行う諸活動を市民に説明する責務を全うし、もって市民の市政への積極的な参加による市政の民主的発展に寄与するという条例の目的から、本件処分は違法なものであると主張する。
- (2) しかしながら、前述のように本件公文書は、申立人の請求した時点では、もはや請求を受けた実施機関（監査委員）は当該文書を保有していなかったというのである。監査に当たって、そのための資料をどのように扱うかについては、基本的には監査委員の裁量に任されているというべきであり、本件における本件公文書の扱いについても、違法、不当な手続ということとはできない。
- (3) 条例の認める公文書開示請求権は、実施機関の保有する公文書の開示を求める権利であり、本件において、実施機関が、実際に保有していない公文書について、不存在を理由として行った非開示処分は妥当である。

4 結論

以上の理由により、当審査会は、「第1. 審査会の結論」のとおり判断するものである。

第5. 審査会の処理経過

当審査会における処理経過は次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成18年 2月17日	諮問書の收受
平成18年 3月13日	実施機関側意見書の收受
平成18年 4月 7日	申立人側意見書の收受
平成18年 4月17日	審 議
平成18年 5月22日	審 議
平成18年 6月19日	審 議
平成18年 7月24日	審 議
平成18年 8月21日	審 議
平成18年 9月15日	審 議
平成18年10月16日	審 議
平成18年11月27日	審 議
平成18年12月25日	審 議
平成19年 1月22日	審 議
平成19年 2月26日	審 議
平成19年 3月19日	審 議
平成19年 9月20日	審 議
平成19年10月 5日	答 申